

会報

飛躍

多賀城・七ヶ浜商工会

No.80



毎年実施される会員健康診断に今年も多くの会員従業員の方々が受診されました。今年には感染拡大に伴い、間隔をあけるなど感染対策を徹底し実施いたしました。(記事2P)

— 主な記事 —

理事会、消費税インボイス制度説明会	P2
青年部・女性部事業	P3
新型コロナウイルス感染症関連支援策のお知らせ	P4~P6
新会員紹介、こんにち輪	P7
各種ご案内・編集後記	P8

商工会では、
「膨張から確かな成長へ」をスローガンに掲げ、再生から発展に向け力強く歩み始めた地域事業者の経営課題に対応するため、役職員一丸となって各種経営支援を展開してまいります。



多賀城事務所 〒985-0872 多賀城市伝上山 3-1-12
 TEL(022)365-7830 FAX(022)365-7880

七ヶ浜事務所 〒985-0802 七ヶ浜町吉田浜字野山5-1
 TEL(022)357-3912 FAX(022)357-5125

E-mail:tagajo@fine.ocn.ne.jp

URL <http://www.taga7.miyagi-fsci.or.jp/>

E-mail:nanahama@cocoa.ocn.ne.jp

小売・サービス業の窓口相談1000件超 コロナ関連相談も増!

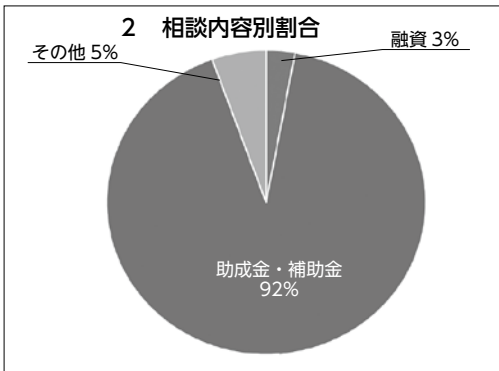
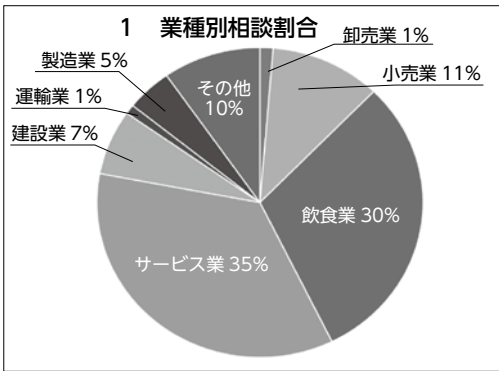
「ご相談は商工会まで」

本会では、新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口を昨年度に引き続き開設しております。

8月末から9月末において宮城県内では国の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置対象地域になったこともあり、本会に寄せられた相談件数も増加傾向となりました。また、影響が大きい小売業・サービス業の相談件数については1000件以上となりその内コロナ関連施策等についての相談は本年度10月時点で延べ330件以上いただいている状況であります。

こうした中、時短・休業要請に応じた飲食店を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関する周知や、アフターコロナを捉えた新たな販路開拓のための事業計画策定も支援しております。

その他支援施策等で気になる点・ご不明点等がありましたらお気軽にご相談ください。



経済対策事業の積極的推進を継続

第3回理事會

第3回理事會は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、書面による議決によって開催し、新会員の加入承認など4議案の審議が行われました。

特に新型コロナウイルス感染症の影響による対策として国や県、市と町による各種支援事業が展開される中、本会地域におきましても商品券発行事業等に取り組み中、新たに七ヶ浜町飲食店応援食券の業務受託について承認されました。

また、たがじよう市民市や七ヶ浜町産業まつり、多賀城市新年賀詞交歓会、七ヶ浜町新春年賀の会などの各種イベントや行事についても一般の感染状況を鑑み、すべて中止の方向性で承認されました。

今後も各種施策や支援制度の窓口として地域内小規模事業者の支援に積極的に取り組むことと確認しました。

長く続く新型コロナウイルス感染症の影響により多くの小規模事業者が先行きに不安な思いを抱える中、商工会では支援体制の充実を図り、きめ細かい経営支援を展開してまいります。

消費税インボイス制度説明会

「インボイス制度が事業者に与える影響について」

皆さんインボイス制度についてご存じでしょうか?

2023年10月より本格的にスタートするインボイス制度ですが既に本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタートしております。しかし、インボイス制度への関心や認知度がまだまだ低い現状があります。

本講習会では、インボイス制度の基本を紹介するとともに、従来との違いや事業者へ与える影響なども含めて詳しく解説し、今後懸念されるインボイス制度導入に向けた事業者としての心構えについて学べる講習会となっております。

皆様のご参加をお待ちしております。

日時 令和3年12月2日(木)午後3時～午後4時30分
場所 多賀城・七ヶ浜商工会 多賀城事務所

講師 税理士法人 阿部会計事務所 阿部 喜和 氏
相澤 エリ 氏

定員 20名(先着順)
申込方法 同封の申込書記載の上FAX又はお電話でお申込みください。

会員健康診断

9月15、16日に多賀城事務所にて会員健康診断を実施し、2日間で475名の会員従業員の方々が受診されました。コロナ禍での開催でしたが、皆様には感染防止対策にご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

労働安全衛生法により事業所は年に1回、健康診断を従業員へ受診させる義務があります。定期的に健康診断を受診し、健康維持に努めるようにしましょう。



文化の日表彰

受賞おめでとう

ございます

11月1日(月)、「宮城県 文化の日表彰式」が東京エレクトロンホール宮城にて、また同日「多賀城市市制施行50周年記念 市政功労者表彰式典」が多賀城市文化センターにてとり行われました。

この度、安住会長が多年にわたる団体の役員として組織の発展と事業の推進に努め地域商工業の発展に寄与したとして産業功労分野で表彰された他、本会員事業所より次の方々が表彰されました。受賞された皆さまには、心よりお喜びを申し上げます。

(順不同・敬称略)

〔宮城県 産業功労〕

安住 政之

〔宮城県 地方自治功労〕

板橋 恵一

〔宮城県 保健衛生功労〕

小島 光子

〔多賀城市市制施行50周年記念市政功労〕

板橋 恵一

加藤 則博

櫻井 誠

令和3年度 青年部員研修会

去る令和3年10月15日(金)多賀城会館において、広域エリア別指導者研修会事業 令和3年度 青年部員研修会が開催されました。

今年度は、合同会社タスクマネジメント代表社員 鈴木たすく氏を講師に招き、「今とこれからに活かせる事業計画策定の考え方」をテーマに開催いたしました。

研修会では、経営計画作成の意義から経営環境分析、経営戦略策定までの一連の流れについて説明を受け、そのプランニングや考え方・手法について基礎から学ぶことができ、有意義な研修会となりました。

商工会青年部は、若手経営者・後継者として今後も研修会事業を計画立案し、実施していくこととしております。

多賀城・七ヶ浜商工会女性部

多賀城・七ヶ浜商工会女性部では、展示会開催などによる多賀城市、七ヶ浜町の交流人口を増やすことを目的とするし飾り制作事業を行っております。

しかし、新型コロナウイルスの流行により、展示会などは開催できずに行いませんでした。

そこで、女性部員が心を込めて制作したつるし飾りを、陸奥総社の宮にて疫病退散祈願していただき、特にコロナによる打撃を受けている飲食店の方々に贈呈したいと考えております。

一つ一つ手作業で制作しているため、数に限りがあり、先着で30店舗にお配りしたいと考えております。飲食店の方々は改めて郵送にてご連絡したいと考えておりますので、是非ご応募ください。



つるし飾り
※写真はイメージです。
実物のものとは異なります。



研修会開催の様子



安全・有利・手軽な

国の退職金制度を活用しませんか。





事業主さん

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共
検索

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

新型コロナウイルス感染症各種支援事業

多賀城市

地域産業応援チャレンジ交付金

【1】売上が減少している事業者の中で、国の補助金を活用し、事業継続に意欲的に取り組む事業者を後押しするため、国の補助金交付決定額に応じて支給

○対象となる国の補助金

生産性革命推進事業		
小規模事業者持続化補助金 <一般型> <コロナ特別対応型> <低感染リスクビジネス型>	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	サービス等生産性向上IT導入支援補助金

※令和2年4月以降に交付を受けたものに限り

○支給額

国の補助金交付決定額	市の交付金支給額
50万円未満	10万円
50万円以上200万円未満	20万円
200万円以上400万円未満	50万円
400万円以上600万円未満	100万円
600万円以上800万円未満	150万円
800万円以上1,000万円未満	200万円
1,000万円以上	250万円

【2】売上が減少している事業者の中で、国の補助金交付を受けていないものの、事業継続に意欲的に取り組む事業者を後押しするため、感染対策や業務転換にかかる経費に応じて支給。

○対象となる事業例

- ①事業継続のための新たな取組
例) 飲食店や居酒屋が宅配事業や弁当販売を始めた
- ②販路開拓の新たな取組
例) 小売店がインターネットでの販売を始めた
- ③新商品・新サービスの開発
例) 新商品の試作品開発を行った
- ④従業員の働き方改革を推進し、経営改善を行う新たな取り組み
例) 新たに設備を導入してテレワークを始めた
- ⑤感染拡大防止のための取組
例) 飛沫感染防止のための空気清浄機を購入した

○支給額

業態転換等に係る経費	市の交付金支給額
5万円以上50万円未満	5万円
50万円以上100万円未満	10万円
100万円以上200万円未満	20万円
200万円以上	30万円

※経費の合計が5万円未満の場合は対象外です
※令和2年4月以降に取り組んだ事業に係る経費に限り

受付期間は【1】【2】ともに令和3年11月30日(火)まで

多賀城市

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

【第3期 (8/20(金)午後8時～8/27(金)午前0時)】

○対象

多賀城市内で食品衛生法の営業許可を取得しているすべての飲食店(宅配・テイクアウトを除く)

○要請内容

- ①午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請
- ②酒類の提供は午前11時から午後7時まで

○支給額

1日あたり2.5万円～7.5万円×7日間→17.5万円～52.5万円

【第4期 (8/27(金)午前0時～9/13(月)午前5時)】

○対象

- ①多賀城市内で食品衛生法の営業許可を取得している酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- ②上記以外の飲食店

○要請内容

- ①酒類またはカラオケ設備提供飲食店への休業要請
※酒類とカラオケの提供を取りやめる場合は午前5時から午後8時までの時短営業が可能です。
- ②上記以外の飲食店への午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請

○支給額

1日あたり4万円～10万円×17日間→68万円～170万円

【第5期 (9/13(月)午後8時～10/1(金)午前5時)】

○対象

多賀城市内で食品衛生法の営業許可を取得しているすべての飲食店(宅配・テイクアウトを除く)

○要請内容

- ①午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請
- ②酒類の提供は午前11時から午後7時まで

○支給額

1日あたり2.5万円～7.5万円×18日間→45万円～135万円

【第3期～第5期共通】

○申請締切

令和3年11月30日(火)※当日消印有効
※第3期・第4期・第5期分をまとめて申請いただけます。

事業再構築補助金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取り組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

○対象 中小企業

○補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円

○補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

○第4回受付締切 令和3年12月21日(火)

○活用例

- ・飲食業(レストラン)：店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施
- ・小売業(衣料品店)：衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換
- ・建設業(土木・造園)：自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に参入

小規模事業者持続化補助金

【小規模事業者持続化補助金（一般型）】

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

- 対象 小規模事業者等
- 補助率 2/3（補助上限50万円）
- 活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

○第7回受付締切：令和4年2月4日(金) ※当日消印有効

【小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）】

小規模事業者等が、経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた「感染拡大防止のための対人接触機会の減少」と「事業継続」を両立させる新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等についての取組を支援。

- 対象者 小規模事業者等
- 補助率 3/4（補助上限100万円）
 - ・感染防止対策費については補助金総額の1/4以内（最大25万円）を上限に補助対象経費に計上することが可能。
 - ※緊急事態措置に伴う影響を受け、その影響の原因となった緊急事態宣言が実施された月のうち、いずれかの月の売上高が2019年又は2020年同月比30%以上減少した事業者については、感染防止対策費の上限を補助金総額の1/2以内（最大50万円）に引き上げ。
 - ・2021年1月8日以降に発生し発注・契約・納品・支払・使用が行われた経費について適及適用が可能です
- 活用例
 - ・飲食業者が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするシステムを導入
 - ※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠の持続化補助金のみで対象となります。
- 第5回受付締切：令和4年1月12日(水)
- 第6回受付締切：令和4年3月 9日(水)
 - ※低感染リスク型ビジネス枠はWEBでの申込みのみとなります

日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症特別貸付

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

- ①最近1ヵ月の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して**5%以上減少**している方
- ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が次のいずれかと比較して**5%以上減少**している方
 - (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高
 - (2) 令和元年12月の売上高
 - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

○資金の使いみち・貸付期間

- 設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内）
- 運転資金：15年以内（うち据置期間5年以内）

○融資限度額（別枠）

- 国民生活事業：8,000万円
- 中小企業事業：6億円

○利率

- 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
- 国民生活事業：1.21%→0.31%（6,000万円限度）
- 中小企業事業：1.06%→0.16%（3億円限度）

新型コロナウイルス対策マル経融資

○対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況である方

※商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者の方

○資金の使いみち・貸付期間

- 設備資金：10年以内（うち据置期間4年以内）
- 運転資金：7年以内（うち据置期間3年以内）

○融資限度額（別枠）

- 1,000万円

○利率

- 当初3年間特別利率▲0.9%、4年目以降特別利率
- ※引下げの限度額は新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経の合計で6,000万円となります

特別利子補給制度

○対象

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人事業主	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

※小規模事業者要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種：従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業：従業員5名以下

○期間

- 借入後当初3年間（最長）

○補給対象上限

- 国民生活事業：6,000万円
- 中小企業事業：3億円

月次支援金

2021年4月以降に実施される緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等に支給。

○給付対象

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

○給付額

中小法人等 上限20万円/月
個人事業者等 上限10万円/月

給付額=2019年又は2020年の基準月※1の売上
- 2021年の対象月※2の売上

- ※1 2019年または2020年における対象月と同じ月
- ※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

○申請

月次支援金事務局WEBサイト

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>

○申請締切

9月分：令和3年11月30日(火) 10月分：令和4年1月7日(金)

※対象月の翌月から2カ月間

事業承継の 相談は お早めに！



事業承継は事業所の存続において極めて重要な課題です。後継者問題に不安を抱えている皆様に「事業承継診断」を行い、診断で明らかになりました課題を専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士など）の派遣を通じ、事業承継に係る専門的なご相談や事業承継計画づくりをお手伝いします。

事業承継は早目の準備が大切です。円滑に実現するためぜひご相談ください。

宮城県最低賃金の改正について

宮城県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金は、下記のとおり改正されました。

時間額	効力発生日
853円	令和3年10月1日

次に掲げる賃金は、最低賃金の計算に含まれません。

- 精皆勤手当 ○通勤手当 ○家族手当 ○賞与等
- 時間外・休日・深夜手当

お問合せ先

宮城労働局労働基準部賃金室（☎022-299-8841）
又は各労働基準監督署

小規模事業者持続化補助金を活用した事例の紹介

人気メニューの確立で販路開拓計画

「花瑠璃の風」は七ヶ浜町花洲浜にあるラーメン店です。先代が50年にわたり菖蒲田海水浴場にて提供してきた味を受け継ぎ、多くの海水浴客から親しまれてきた「ラーメン」を一年中ずっと食べたいという根強い人気に応じてオープンしました。ラーメン以外にも本場タイから仕入れた香辛料、調味料で作ったガパオライスや手作りのオリジナルスイーツが人気を集めています。

昨年秋から冬にかけて「みそラーメン」を提供していました。寒い時期とあってお客様からは大変好評でありましたが、他のラーメンより炒めた野菜のトッピングが多く、それまで使用していた家庭用の2口のガステーブルでは火力が弱く、提供するまで時間がかかってしまい、一度に3個以上の注文があった際にはお客様を長く待たせてしまうためメニューから外さなくてはなりません。そこで小規模事業者持続化補助金を活用し、**大型ガステーブルの導入と、それに伴う厨房拡張工事**に取り組みました。

補助事業の結果、3口の大型ガステーブルの増設により、一度に調理できる品数の増加と調理時間の短縮につながり、「みそラーメン」を正式メニュー

に追加することができました。併せて厨房の拡張工事を行い、作業動線を確保できたことで厨房内をスムーズに動けるようになり、作業効率化を図られ、さらなる新メニュー開発へと取り組むようになりました。

コロナ禍の中、まだまだ以前の売上には戻っていませんが、今後も新たなチャレンジによって営業活動を展開し、売上回復とさらなる販路開拓を目指していけるように意気込んでおります。

【企業概要】 事業所名 花瑠璃の風
代表者 中坪 司
所在地 七ヶ浜町花洲浜字館下115
電話 022-794-8664



会員になりました よろしくお祈いします

(9月理事会加入承認)

No.	事業所名	代表者	住所	電話番号	業種
1	さかなの茄子屋	茄子川 英	多賀城市中央2-2-15	090-1936-4388	飲食料品小売業
2	ライフデリ石巻店	吉田 正 朋		090-7562-1964	飲食店
3	Green Life Coffee Roaster	服部 冬 樹	多賀城市高橋4-4-3	022-389-1451	飲食店
4	(株) T O Y O 工業	佐藤 聡 洋	七ヶ浜町遠山	090-1371-5386	建設
5	ヨシ建	吉田 雄 貴	七ヶ浜町菖蒲田浜字化粧石68-5	022-352-3224	建築業
6	BARBER NICO	齋 秀 史	多賀城市大代5-10-34スイートハイツ101	022-208-2326	理容業
定款会員					
1	青年部 副部長	劔 重 輝	多賀城市伝上山3-1-12	022-365-7830	

今度はあなたの出番です。今すぐお電話を！ 多賀城事務所 ☎365-7830・七ヶ浜事務所 ☎357-3912

新規会員様対象！

商工会の会報に、
無料で事業PR記事
を掲載できます！

しんにち輪
会員さんコーナー

- ①代表者 ②所在地 ③電話番号
④業種 ⑤自店のPR



～会報飛躍

「しんにち輪コーナー」
への掲載希望者募集～

本会会報において、新規に会員加入いただいた事業者を対象に、無料で事業PR記事を掲載できるコーナーを設けております。本会報は多賀城市・七ヶ浜町内の約1,300事業所に向けて送付しておりますので、地域内で認知度向上を図りたい新規会員の方はぜひご活用ください！

※掲載する場合は、原稿（200字程度）及び写真（2枚）の提供をお願いしております。

株式会社 TOYO工業

- ①佐藤 聡 洋
- ②七ヶ浜町遠山
- ③357-0080
- ④土木業



⑤株式会社T O Y O工業 代表取締役 佐藤聡洋です。今まで自分が積み上げてきた経験を生かし、令和3年7月に会社を設立いたしました。これから一歩一歩成長出来るよう、努力を重ね、魅力ある会社を目標に事業を行ってまいります。

自社では、社内外のきめ細かなコミュニケーションを取れるように、ニーズの把握と、報告、連絡、



相談を徹底し、多くのお客様からご指名いただける施工会社を目指し、努力してまいります。まだまだ未熟な私ですが、一生懸命に事業に取り組んで参りたいと思います。先輩方のご指導のほどよろしくお願い致します。

金利情報

(11月4日現在)

融資名称	金利
日本政策金融公庫国民生活事業普通貸付	2.06%～2.55%(担保不要) 1.06%～2.15%(担保提供)
小規模事業者経営改善資金(マル経)	1.21%
新規創業融資制度(無担保・無保証人、 税務申告2期終えていない方)	2.36～2.85%
多賀城市中小企業振興資金	2.20%
七ヶ浜町中小企業振興資金	2.20%

第1・3・5
水曜日は

日本政策金融公庫定例相談会の日

融資の相談に行きたいが、仙台に行く時間がない。そんな会員皆様の悩みにお応えするため、日本政策金融公庫の融資担当者を招き、事業資金に関する相談会を下記により開催中です。

- 時間 午前10時30分～午後3時30分まで
(予約制 ※希望日の前週の金曜日午前中までに
ご予約ください)
- 場所 多賀城事務所

ご利用お待ちしております。

中止となるイベント等のお知らせ

- ・多賀城市新年賀詞交歓会
- ・七ヶ浜町新春年賀の会

新型コロナウイルス感染症の影響により以上のイベント等について、参加者・関係者の皆さまの健康と安全を最優先に考慮した結果、中止となりましたのでお知らせいたします。

第40回多賀城・七ヶ浜商店会連合会

年末大売出し開催!!

本地域の冬の風物詩となっております多賀城・七ヶ浜商店会連合会年末大売出しが、いよいよ12月1日(水)から12月31日(金)まで開催されます。

今年は「その場で当たる年末幸運スクラッチくじ」と題し、市・町内の加盟店舗でお買い物された方へ500円ごとに「幸運スクラッチくじ」1枚を進呈し、その場で賞品が当たります。

今年も日頃のご愛顧に感謝の気持ちを込め、たくさんの当選くじをご用意しておりますので、ぜひ地元商店にて年末のお買い物をお楽しみください。

今年の賞品はこちら!!

1,000円券	350本
500円券	350本
100円券	5,250本

安心 安全 国がつくった

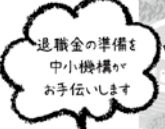
小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

- 年金だけでは不十分で、不安がある
- 自分で積み増すには、どんなものがあるの?

制度の特長

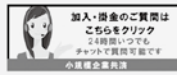
- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくはホームページからご確認ください。



小規模共済 検索

Be a Great Small. 中小機構

商工会の福祉共済

全国商工会連合会会員福祉共済は、商工会会員の皆さまが加入できる特別な制度です。

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。(「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)

※ただし、2020年11月1日時点での満年齢が満6歳以上80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「傷害プラン」に個人賠償責任保険が付いた充実の安心補償!!

日常生活の事故やトラブルで賠償責任が生じたとき、最高2億円まで補償!! 個人賠償責任保険でご家族全員分の賠償事故をカバー! (「個人賠償」の補償は傷害ライトプラン、シニア傷害プランには付帯されません)



編集後記

現在、新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などが全国的に解除され、感染者数も画期的に減少しています。

多賀城・七ヶ浜に夜の賑わいが戻ってきたようで、誰もがウキウキしているようです。食事をしながら、飲みながら人と会うことがとても楽しくて大切に素敵なのか、改めて実感しています。この状態が年末年始、そして来年も続くことを切に祈っております。

- 発行責任者 安住 政一
編集委員長 斎藤 孝一
副委員長 菅野 邦夫
委員 星野 純一郎
 鈴木 美智子
 鈴木 公志
 稲妻 美智子
 鈴木 友博
 庄友博